

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

【コーポレートガバナンス・コード 原則3-1(2)】

当社は、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という企業理念のもと、株主をはじめとした全てのステークホルダーの期待に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

これを実現するために、事業環境の変化に迅速に対応できる社内体制づくりと経営の透明性、公正性及び監督機能の充実、適時適切な情報開示によるステークホルダーとの信頼関係の構築が必要であると考え、以下の基本的な考え方に従い、より良いコーポレートガバナンスを追求してまいります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する
2. 株主をはじめとした全てのステークホルダーの利益を考慮し、それらのステークホルダーと適切に協働する
3. 会社情報を適切に開示し、経営の透明性を図り、ステークホルダーとの信頼関係を構築する
4. 取締役は、その受託者責任を認識し、役割・責任を果たす
5. 株主と建設的な対話を行う

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

現在、海外投資家比率が低く、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳には対応しておりませんが、今後の海外投資家比率の推移を踏まえつつ、対応を進めていきます。

【原則3-1(5)】

社外取締役候補者以外の候補者の選任理由を開示しておりませんが、2017年開催の株主総会招集通知より選任理由の開示を行う予定です。

【補充原則3-1-2】

現在、海外投資家比率が低く、英語での情報の開示・提供には対応しておりませんが、今後の海外投資家比率の推移を踏まえつつ、対応を進めていきます。

【原則4-11】

取締役会において、取締役会全体としての実効性に関し分析・評価を行うことについて、今後検討を行ってまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会において、取締役会全体としての実効性に関し分析・評価を行い、その結果の概要を開示することについて、今後検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

いわゆる政策保有するに当たっては、事業戦略上、関係構築、維持、強化等が図られ、当社の企業価値向上に資することができるかを総合的に勘案しております。また、保有株式については、毎年、上記事項に加え、投資先ごとに財務安定性や受取配当金等のリターンも検証することによって保有意義の検証を行っております。

保有株式の議決権の行使については、当社の保有方針に適合するかに加え、投資先の企業価値の向上を期待できるかなどを総合的に判断しております。

【原則1-7】

関連当事者間取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議するものとしております。当社グループ全ての役員に対して、毎年、関連当事者間取引調査を実施し、関連当事者間取引に関して厳格に管理しております。

【原則3-1】

(1) 経営理念、経営方針、経営戦略、単年度経営計画、中長期経営目標等を決算説明会等で公表するとともに、説明会資料等を当社ホームページ上で公開しております。

(2) 本報告書「1. 基本的な考え方」に詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

(3)(4) 取締役、執行役員の選任については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の中で議論したのち、指名・報酬委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。取締役、執行役員の選定に当たっては、当社の業務に精通し、必要な判断力、専門性、知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会規程において取締役会付議事項を明確に定めるとともに、職務権限基準、稟議規程等によって社長の決裁事項を明確にしております。また、意思決定と業務執行の迅速性を図るために、執行役員制度を導入し、各執行役員は諸規程に基づき、業務執行取締役の指揮・監督のもと業務執行を行っております。

【原則4-8】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を3名選任しており、社外取締役が取締役に占める割合は、3分の1以上となっております。選任している社外取締役は、多角的、独立した客観的な視点から監督・提言を行っており、独立社外取締役の役割・責務を果たしております。

【原則4-9】

当社の社外取締役については、会社法に定める独立性の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、企業経営、法務、会計等の専門的な知識、豊富な経験を有し、高い見識を持って、当社の経営課題について建設的な提言や意見を表明することができる人物を候補者としております。

【補充原則4-11-1】

取締役候補者の選任については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役が占める指名・報酬委員会の中で議論したのち、指名・報酬委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。取締役候補の選定に当たっては、当社の業務に精通し、必要な判断力、専門性、知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

【補充原則4-11-2】

当社の全ての取締役は、他の上場会社の役員を兼務しておりません。当社の取締役の兼務の状況は、毎年、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が、その役割・職務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを、取締役のトレーニングの基本方針としております。社内取締役には、取締役の責務等について、関係部門から説明の機会を設定するとともに、外部研修、書籍の付与等の方法により必要な知識の習得の機会を設定しております。社外取締役には、当社の事業内容、事業環境等に関する資料を提供し、関係部門より説明するとともに、主要な事業所、現場等への視察等を行う機会を設定しております。

【原則5-1】

社長室をIR担当部署とし、社長室長をIR担当者に選任し、IRを経営トップと密接な関係にあるものとしております。株主、投資家に対しては、年2回決算説明会を開催し、経営トップ自らが出席し、自らの声で会社の経営戦略、現状等を語っております。また、出席できない株主、投資家等に対しては、当社ホームページ上で決算説明会の動画配信を行っており、ディスクロージャーの充実に努めております。さらに、証券会社等主催のカンファレンスやマスコミ等による取材にも積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水島 力夫	400,000	5.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	308,900	4.60
株式会社みずほ銀行	265,000	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	201,200	2.99
東京海上日動火災保険株式会社	150,000	2.23
三井住友信託銀行株式会社	150,000	2.23
日本生命保険相互会社	136,000	2.02
第一生命保険株式会社	135,000	2.01
清水 やす子	133,820	1.99
鈴木 久司	128,700	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平山 正剛	弁護士													
松崎 信	公認会計士													
橋 昇	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平山 正剛	○	○	——	平山正剛氏は、東京弁護士会の会長や日本弁護士連合会の会長を歴任し、弁護士として豊富な経験を有しておられることから、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
松崎 信	○	○	——	松崎信氏は、監査法人での経験も長く、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行いた

				だけのものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
橋昇	○	○	—	橋昇氏は、過去に日本オー・シー・アール株式会社の代表取締役専務や学校法人工学院大学の理事財務部長を歴任し、経営者としての経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、兼務のスタッフを2名配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。
スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの任命・異動等、人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議するものとし、スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査室及び会計監査人と定期的に情報共有・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査へ立ち会うなど、必要に応じ連携を図ります。また、常勤監査等委員はコンプライアンスやリスク管理の状況等について関連部門から定期的または個別に報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役、執行役員及び子会社役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性及客観性、説明責任を強化することを目的として、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の中で議論したのち、指名・報酬委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは役員賞与の増減により行っております。個別の役員賞与額の決定は、会社全体の利益水準や配当総額及び個々の業績への貢献度などを総合的に勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の個別開示は行っておりませんが、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、執行役員の報酬の額については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の中で議論したのち、指名・報酬委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員会事務局にて、社外取締役が業務執行取締役の業務執行を適切に監督できるよう、各種のサポートを行っております。具体的には、取締役会の議案概要の事前説明、社内の重要会議の審議内容報告、その他の情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役4名の合計7名で構成されております。毎月1回の定例取締役会及び必要の都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や重要事項の審議・決議を行うとともに、業務執行を行う取締役の適法性・妥当性について監督を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員取締役1名及び社外監査等委員取締役3名の合計4名で構成されております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査方針、監査計画等を決定し実効性のある監査を行うとともに、取締役の意思決定の過程及び業務執行の状況について監督しております。

3. 内部監査

内部監査は、社長直轄の監査室を設置し、子会社を含めたグループ全体の諸活動が会社方針、法令等に基づき適正かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、必要に応じて是正・改善等の提言を行っております。監査結果は、定期的に社長、業務執行取締役及び監査等委員取締役に報告しております。

4. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、適宜助言と指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員取締役4名中3名が社外取締役であり、それぞれの社外取締役は、弁護士、公認会計士など専門的な資格を有するだけでなく、企業経営にも豊富な経験を有しており、監査等委員会による十分な経営監督機能が発揮でき、経営の監督と業務執行の役割分担を明確化した実効性の高いコーポレートガバナンスが実現できるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第77期定時株主総会の招集通知は、法定期日の5日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第77期定時株主総会は、2016年3月24日に開催いたしました。
その他	招集通知の発送日に、自社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	本報告書「Vその他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に詳細を記載しておりますので、ご参照ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算発表後に、社長またはIR担当執行役員が説明を行う決算説明会を実施しております。 また、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料などの適時開示資料のほか、有価証券報告書などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念の追求と事業活動を通じて、かけがえのない地球の自然環境を守り、将来へ向けて豊かな環境を維持することを目指します。 全てのお客様が満足する安全で有用な製品とサービスの提供、株主・投資家などへの的確な経営情報の開示、健全な職場環境の維持と人権を尊重することを、荏原実業グループに勤務する全ての者に周知徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念である「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」ことを基本に企業活動を行っています。 環境に配慮した製品・機器の開発を推進し、それらが環境へ与える影響を認識・評価するとともに、資源保護・汚染の予防を目的に環境マネジメントシステムの継続的な改善に努めています。 その一環として、各部門において、品質管理の国際規格であるISO9001の認証を取得しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。

イ. コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。

ウ. 社長は、自ら直轄する監査室に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存管理し、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」等、各種委員会を設置し、リスク管理体制の整備に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。

イ. 取締役会は、毎期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。

(5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づき、グループの経営理念を遵守した行動をとるよう指導する。

イ. 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。

ウ. 社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。

エ. 監査等委員会は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会スタッフを1名以上置く。

イ. 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については、監査等委員会と事前に協議するものとする。

(7) 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査等委員でない取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等を監査等委員会に報告する。

イ. 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み(内部通報制度)を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。

ウ. 監査等委員でない取締役は、監査等委員会に対し、重要な会議への出席機会を提供するとともに、監査等委員会が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

エ. 監査等委員会は、監査等委員でない取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに、会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。

オ. 監査等委員でない取締役は、監査等委員が職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア. 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。

イ. 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループ・コンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、当社役員全員へ周知徹底しております。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に対する考え方

当社では、以下のようなディスクロージャーポリシーを設け、適切な開示業務の遂行に努めるとともに、ホームページ上でも本ポリシーを閲覧できるように配慮しております。

<ディスクロージャーポリシー>

(1) ディスクロージャーの基準

当社では、金融商品取引法を遵守するとともに、東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」）に沿って情報開示を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、アナリスト、機関投資家、個人投資家、メディアを問わず、資本市場参加者の皆様に正しい姿をご覧いただけるよう、積極的かつ公平に開示していく方針です。

(2) 情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム」(TDnet)にて公開しております。TDnetにて公開した情報は速やかにホームページに掲載を行う方針です。適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適切な方法により正確かつ公平に伝達されるよう配慮しております。なお、準備の都合上、これら情報のホームページへの掲載のタイミングが遅れる場合がありますのでご了承ください。

(3) 情報の正確性に関して

情報の正確性や掲載内容については細心の注意を払っておりますが、それらの正確性の保証をし、または責任を負うものではありませんのでご了承ください。特に重要情報については、有価証券報告書やTDnet等、他の情報も併せてご覧いただくことを推奨いたします。

(4) 将来の見通しに関して

当社では、東京証券取引所に提出する収益予想に加えて、見通しに関するガイダンスを提供する場合があります。歴史的事実以外のものは、一定の前提で作成された見通しや戦略ですので、これら見通しとは大きく異なる結果となりうることを予めご了承ください。また企業価値等を検討されるに当たっては、これら情報に全面的に依拠されないようお願いいたします。

2. 適時開示に係る社内体制

適時開示に係る専任部署は社長室となっております。各情報の取り扱い、管理は以下の手順によって運用しております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、金融商品取引法あるいは当社規程・規則・マニュアルにより、全て取締役会付議事項に含まれており、社長室が取締役会事務局（総務部）から取締役会付議情報を事前に入手することにより、適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、社長室が東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」を基に資料を作成し、取締役会終了後、速やかに開示しております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生部署から速やかに管理本部へ情報を伝達します。社長室長は管理本部長と協議の上、伝達情報が適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、社長の承認後、社長室が速やかに開示しております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部が所定のプロセス（決算業務及び監査等）を経た後、開示資料の作成を行い、社長室が内容確認の上、開示しております。このうち、年度決算、中間決算、四半期決算に係る情報及び業績予想、配当予想等に係る情報については、取締役会付議事項であるため、取締役会の承認後、速やかに開示しております。

(4) 子会社に関する情報

子会社に関する情報は、子会社の代表者（社長）より、当社グループ会社を管理する当社の管理本部（窓口 経理部）へ情報を伝達します。社長室長は管理本部長と協議の上、伝達情報が適時開示基準に該当するか否かを判断します。適時開示に該当する場合は、社長の承認後、社長室が速やかに開示しております。

